

津 幡 町

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

2021年度 ～ 2023年度

石川県 津幡町

目 次

第1章 障害福祉計画の策定について	
1. 計画の法令の根拠及び趣旨	1
2. 基本理念	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の位置づけ	2
5. 計画の達成状況の調査、分析及び評価	2
第2章 障害のある人の現状及び推計	
1. 総人口の推計	3
2. 障害者手帳所持者数の推移及び推計	3
3. 身体障害者手帳所持者数（年齢別、等級別）	4
4. 療育手帳所持者数（年齢別）	5
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）	5
6. 特定疾患医療受給者証交付者数（難病患者等）	5
第3章 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る 成果目標	
1. 施設入所者の地域生活への移行	6
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	6
4. 福祉施設から一般就労への移行	7
5. 障害児支援の提供体制の整備等	8
6. 相談支援体制の充実・強化等	9
7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	9
第4章 障害福祉サービス等の見込み量（活動指標）	
1. 介護給付費・訓練等給付費等、障害児通所支援等の見込み	
（1）訪問系サービス	10
（2）日中活動系サービス	10
（3）居住支援・施設系サービス	12
（4）相談支援	12
（5）障害児通所支援及び障害児相談支援	13
2. 地域生活支援事業の見込み	
（1）相談支援事業	14
（2）成年後見制度利用支援事業	14
（3）意志疎通支援事業	15
（4）日常生活用具給付等事業	15
（5）移動支援事業	16
（6）地域活動支援センター	16
（7）手話奉仕員養成研修事業	17
（8）その他の事業	17
資料 用語の説明	18

津幡町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画の策定について

1 計画の法令の根拠及び趣旨

津幡町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づき、国の定める基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）に即して、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2023年度末の目標を設定するとともに、2021年度から2023年度までの各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

2 基本理念

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とします。

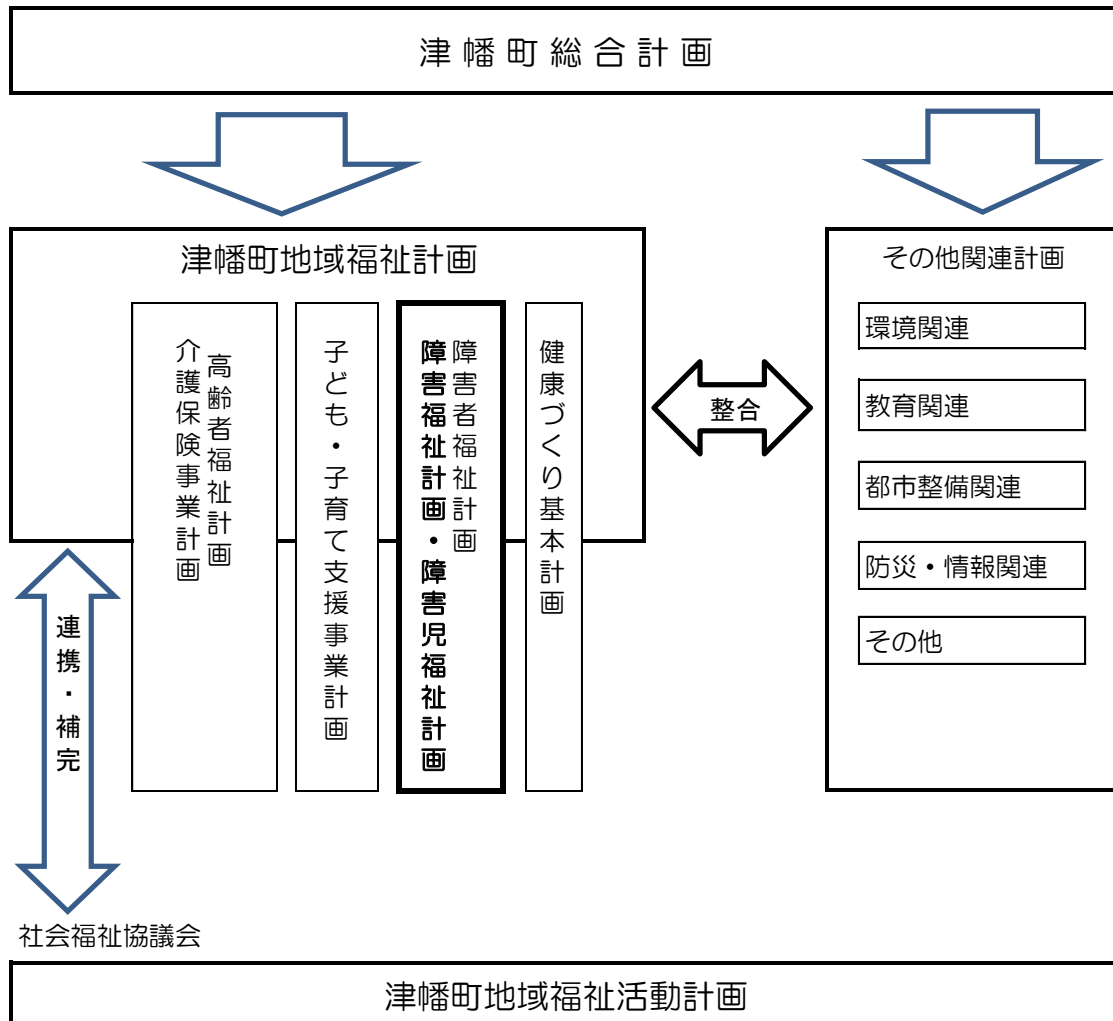
3 計画の期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が国の定める基本指針により定められていますので、本計画は2021年度から2023年度までの3年間とします。

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者福祉計画2017			障害者福祉計画2021		
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		

4 計画の位置づけ

本計画は、国及び石川県の計画との整合性を図りながら、津幡町総合計画に即した「津幡町地域福祉計画」及びその障害者福祉分野計画である「津幡町障害者福祉計画(障害者基本法に基づく市町村障害者計画)」等との整合を考慮し、策定するものです。



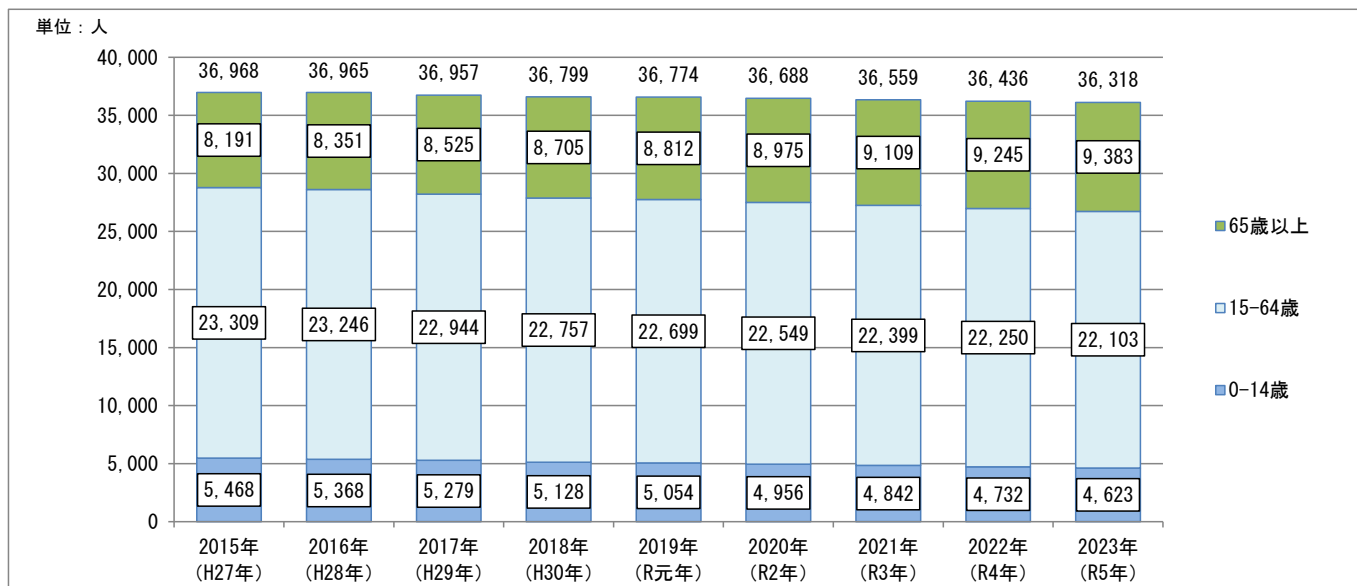
5 計画の達成状況の調査、分析及び評価

各年度の実績に基づき計画の達成状況の調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更及びその他の必要な措置を講ずるものとし、中間評価の際には、津幡町障害者地域自立支援協議会の意見を聴くとともに点検及び評価を行います。

第2章 障害のある人の現状及び推計

1 総人口の推計

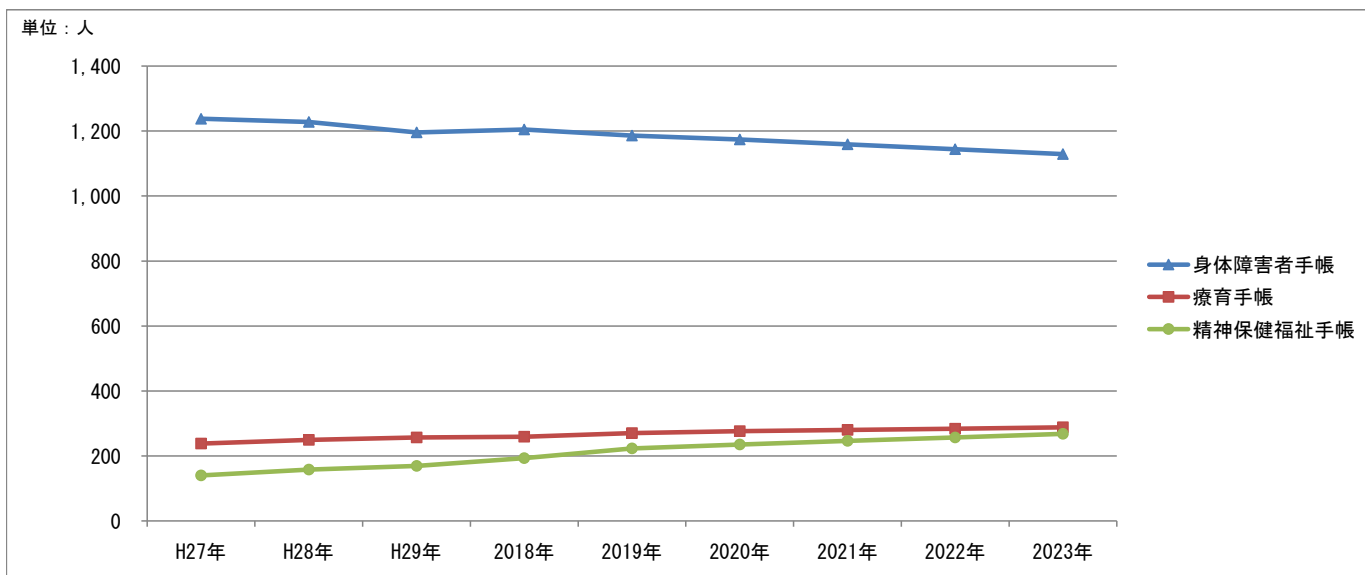
計画期間における津幡町の総人口の推計は、緩やかな減少傾向になると予測されます。年代区別でみると、0～14歳、15～64歳の人口は、減少傾向になると予測される一方、65歳以上の人口は年々増加傾向にあり、高齢化率は上昇していくと予測されます。



2 障害者手帳所持者数の推移及び推計

(各年3月31日現在) 【単位：人】

	2015年 (H27年)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (R元年)	2020年 (R2年)	2021年 (R3年)	2022年 (R4年)	2023年 (R5年)
身体障害者手帳	1,238	1,228	1,196	1,205	1,186	1,174	1,159	1,144	1,129
療育手帳	238	249	257	259	270	276	280	284	288
精神障害者 保健福祉手帳	140	158	169	193	223	235	246	257	268

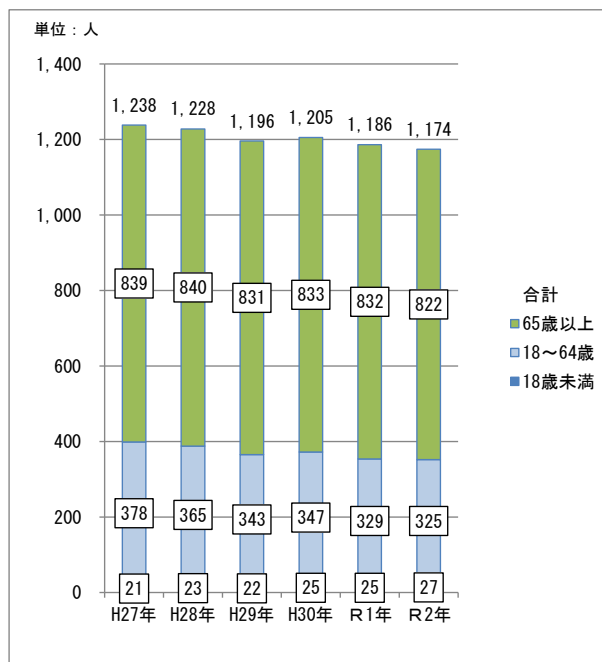


3 身体障害者手帳所持者数（年齢別、等級別）

年齢区分別にみると、18歳から64歳、65歳以上はともに緩やかな減少傾向にあり、18歳未満については増加傾向にあります。また、等級別でみると2級及び6級が増加傾向で、1級、3級、4級及び5級が減少傾向にあります。

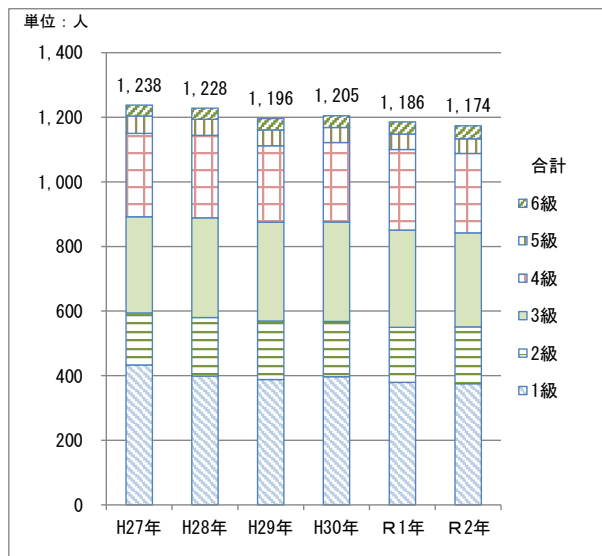
■年齢別内訳 (各年3月31日現在) 【単位：人】

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
18歳未満	21	23	22	25	25	27
18～64歳	378	365	343	347	329	325
65歳以上	839	840	831	833	832	822
合計	1,238	1,228	1,196	1,205	1,186	1,174



■等級別内訳 (各年3月31日現在) 【単位：人】

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
1級	433	399	388	397	379	375
2級	161	181	181	171	171	176
3級	298	309	306	308	301	291
4級	258	255	237	246	249	246
5級	54	50	49	46	48	45
6級	34	34	35	37	38	41
合計	1,238	1,228	1,196	1,205	1,186	1,174



(参考)

■障害別内訳

(令和2年3月31日現在) 【単位：人】

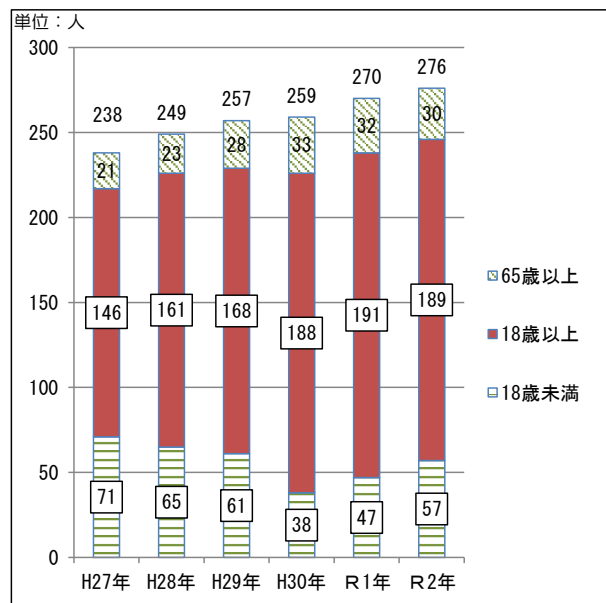
	視覚	聴覚・平衡	音声言語 そしゃく	肢体不自由	内部	計
1級	19	0	6	86	264	375
2級	19	26	0	129	2	176
3級	5	15	9	170	92	291
4級	6	22	5	138	75	246
5級	6	0		39		45
6級	2	19		20		41
合計	57	82	20	582	433	1,174

4 療育手帳所持者数（年齢別）

年齢区別にみると、18歳未満は平成30年までは減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。また、18歳以上は増加傾向にあります。65歳以上は近年、減少傾向にあります。

（各年3月31日現在） 【単位：人】

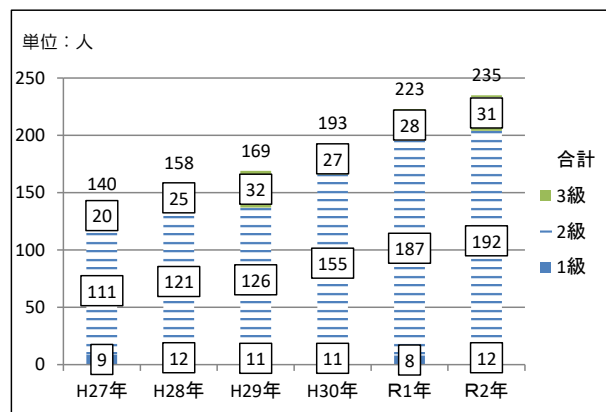
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
18歳未満	71	65	61	38	47	57
18歳以上	146	161	168	188	191	189
65歳以上	21	23	28	33	32	30
合計	238	249	257	259	270	276



5 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

（各年3月31日現在） 【単位：人】

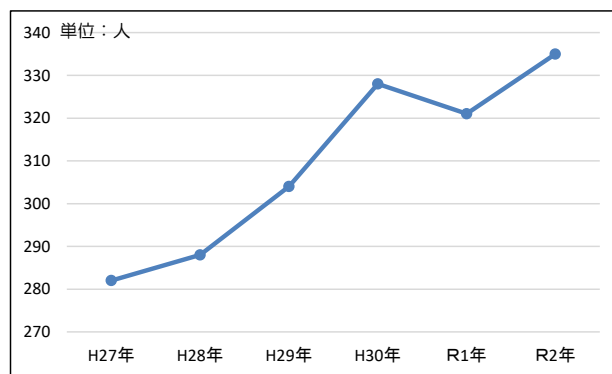
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
1級	9	12	11	11	8	12
2級	111	121	126	155	187	192
3級	20	25	32	27	28	31
合計	140	158	169	193	223	235



6 特定疾患医療受給者証交付者数（難病患者等）

（各年3月31日現在） 【単位：人】

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
交付者数	282	288	304	328	321	335



第3章 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活への移行

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】	目標値設定に当たっての考え方
2019年度 (令和元年度)	2023年度	削減見込	地域生活 移行者数	
34人	33人	1人	2人	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 削減見込については令和元年度末の施設入所者数の1.6%（国指針1.6%以上）に設定します。 地域生活移行者数は、令和元年度末の施設入所者数の6%（国指針6%以上）に設定します。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値】 2023年度末	目標値設定に当たっての考え方
年4回以上の開催	保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、協議の場を年4回以上開催し、課題の解決を図ります。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【目標値】 2023年度末	目標値設定に当たっての考え方
年1回以上の検証 及び検討	国の指針（令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること）を踏まえ、年1回以上の運用状況を検証及び検討します。

4 福祉施設から一般就労への移行

	2019年度 (令和元年度)	【目標値】 2023年度	目標値設定に当たっての考え方
一般就労移行者数	3人	4人	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般就労移行者数については令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍（国指針1.27倍以上）で設定します。
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	1人	2人	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <p>就労移行支援を通じた一般就労移行者数は、令和元年度の実績の1.3倍（国指針1.3倍以上）で設定します。</p>
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	1人	1人	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <p>就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数は、令和元年度の実績の1.26倍（国指針1.26倍以上）で設定します。</p>
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人	1人	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <p>就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数は、令和元年度の実績の1.23倍（国指針1.23倍以上）で設定します。</p>
一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合		7割	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <p>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業者の利用者を7割以上に設定します。</p>
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合		7割以上	<p>目標値の設定に関しては、国の指針を踏まえ、次のように設定します。</p> <p>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に設定します。</p>

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター

【目標値】 2023 年度末	目標値設定に当たっての考え方
設置	国の指針（2023 年度末までに、各市町村に少なくとも1 か所設置する。圏域での設置であっても差し支えない。）を踏まえ、町内及び近隣市町の児童発達支援センターと連携し、サービスの提供体制を整備するとともに、町内での設置を検討します。

(2) 保育所等訪問支援

【目標値】 2023 年度末	目標値設定に当たっての考え方
体制確保	国の指針（2023 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。）を踏まえ、町内及び近隣市町の事業所と連携し、サービスの提供体制を整備します。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

【目標値】 2023 年度末	目標値設定に当たっての考え方
1 か所以上確保	国の指針（2023 年度末までに、各市町村に少なくとも1 か所以上確保することを基本とする。圏域での確保であっても差し支えない。）を踏まえ、町内及び近隣市町の事業所と連携し、町内及び圏域での提供体制の充実に努めます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【目標値】 2023 年度末	目標値設定に当たっての考え方
設置	国の指針（2023 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。）を踏まえ、各分野の関係機関との連携を図りながら協議の場を設置及びコーディネーターを配置します。

6 相談支援体制の充実・強化等

【目標値】 2023 年度末	目標値設定に当たっての考え方
体制確保	国の指針（2023 年度末までに、各圏域又は各市町村において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する。）を踏まえ、各分野の関係機関と連携し、相談支援体制を強化します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

【目標値】 2023 年度末	目標値設定に当たっての考え方
体制確保	国の指針（2023 年度末までに、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する。）を踏まえ、障害福祉サービス等に係る研修を踏まえ、関係機関とその内容を共有し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施体制を構築します。

第4章 障害福祉サービス等の見込み量（活動指標）

1. 介護給付費・訓練等給付費等、障害児通所支援等の見込み

(1) 訪問系サービス

計画の実績及び目標値

区 分	単位	実績値		見込値	目標値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 	利用者数 [人/月]	23	23	24	23	23	24
	利用時間 [時間/月]	243	229	220	236	239	242

※利用者数 [人/月] = 1月当たりの平均サービス利用者数

※利用時間 [時間/月] = 「月間の利用人員」×「1人の月間平均利用時間」

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
居宅介護、同行援護、行動援護については近年の実績、障害者手帳所持者数等を勘案し、利用者数及び利用時間を見込んでいます。	障害のある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

計画の実績及び目標値

区 分	単位	実績値		見込値	目標値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
生活介護	利用者数 [人/月]	67	67	65	68	69	70
	利用日数 [日/月]	1,299	1,317	1,309	1,328	1,328	1,348
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 [人/月]	2	0	0	3	3	3
	利用日数 [日/月]	18	1	0	50	50	50
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 [人/月]	6	5	1	6	6	6
	利用日数 [日/月]	69	59	13	64	64	64

就労移行支援	利用者数 [人/月]	5	7	10	7	8	9
	利用日数 [日/月]	71	87	160	100	120	135
就労継続支援 (A型)	利用者数 [人/月]	40	41	44	42	43	44
	利用日数 [日/月]	808	818	863	830	860	880
就労継続支援 (B型)	利用者数 [人/月]	97	100	100	99	101	102
	利用日数 [日/月]	1,698	1,715	1,740	1,707	1,717	1,734
就労定着支援	利用者数 [人/月]	0	1	3	1	1	1
療養介護	利用者数 [人/月]	8	9	9	9	9	9
短期入所 (福祉型)	利用者数 [人/月]	17	17	15	17	18	19
	利用日数 [日/月]	62	58	52	60	63	66
短期入所 (医療型)	利用者数 [人/月]	2	3	1	3	8	8
	利用日数 [日/月]	7	9	5	3	8	8

※利用者数 [人/月] = 1月当たりの平均サービス利用者数

※利用日数 [日/月] = 「月間の利用人員」×「1人の月間平均利用日数」

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
<p>近年の実績、障害者手帳所持者数等を勘案し、利用者数及び利用量を見込んでいます。</p> <p>就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型は、国指針に基づくサービス利用者の一般就労移行の増加を見込んでいます。</p>	<p>障害のある人の状態や希望に合わせて選択できるように必要量を見込み、日中活動の場の整備に努めます。</p>

(3) 居住支援・施設系サービス

計画の実績及び目標値

区分	単位	実績値		見込値	目標値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
自立生活援助	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 [人/月]	36	40	36	38	39	40
施設入所支援	利用者数 [人/月]	35	34	34	34	34	33

※利用者数 [人/月] = 1月当たりの平均サービス利用者数

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
<p>共同生活援助は利用者数、ニーズ、地域移行者で利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んでいます。</p> <p>国指針に基づき、2023年度末の施設入所者数が令和元年度末時点から1.6%以上削減するよう見込んでいます。</p>	<p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスが利用できるような、障害のある人の住まいの確保に努めます。</p>

(4) 相談支援

計画の実績及び目標値

区分	単位	実績値		見込値	目標値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
計画相談支援	利用者数 [人/月]	46	55	59	53	53	54
地域移行支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1

※利用者数 [人/月] = 1月当たりの平均サービス利用者数

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
<p>計画相談支援はサービス利用者数の推移等を勘案して利用者数を見込んでいます。</p> <p>地域移行支援、地域定着支援については実績が少ないため、地域移行者数等を勘案して利用者数を見込んでいます。</p>	<p>相談支援の充実を図るため、特定相談支援事業所の増加に取り組んでいきます。また、相談支援体制の整備、充実に努めます。</p>

(5) 障害児通所支援及び障害児相談支援

計画の実績及び目標値

区 分	単 位	実績値		見込値	目標値		
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
児童発達支援	利用者数 [人/月]	9	9	10	9	9	9
	人日分	107	125	139	116	116	119
児童発達支援 (医療型)	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	利用者数 [人/月]	56	56	52	55	55	56
	人日分	918	896	892	889	892	895
保育所等訪問 支援	利用者数 [人/月]	0	0	1	2	2	2
	人日分	0	0	1	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	13	14	16	14	14	15
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター の配置人数	人	0	0	0	1	1	1

※利用者数 [人/月] = 1月当たりの平均サービス利用者数

※「人日分」= 「月間の利用人員」×「1人の1カ月あたりの平均利用日数」

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
障害児通所支援及び障害児相談支援については児童数の推移、現在の利用者数、ニーズ、平均的な利用量等を勘案して利用者数及び利用量を見込んでいます。	障害のある子どもが適切な療育や支援が受けられるように、支援体制の整備に努めます。

2. 地域生活支援事業の見込み

(1) 相談支援事業

計画の実績及び目標値

区 分	実績値		見込値	目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
障害者相談支援事業委託箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センターの設置	—	—	—	—	—	—
相談支援機能強化事業の実施	—	—	—	—	—	—
住宅入居等支援事業の実施	—	—	—	—	—	—

※—：実施なし

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
<p>ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制が重要であり、そのためにも総合的な相談支援体制を整備し充実を図ります。</p>	<p>障害のある人等が継続して地域で生活できるように、相談支援事業所等と町が連携し、総合的な支援体制の充実を図るとともに、相談支援専門員等の資質の向上に努めます。</p> <p>また、障害のある人等の生活課題の解決に向け、障害者地域自立支援協議会の充実にも努めます。</p>

(2) 成年後見制度利用支援事業

計画の実績及び目標値

区 分	実績値		見込値	目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
成年後見制度利用支援事業	○	○	○	○	○	○
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	—	—	—

○：実施あり —：実施なし

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
<p>判断能力が不十分なために、財産の管理や日常生活で生じる契約などの法律行為を自分で行えない障害のある人の権利を守るため、成年後見制度の利用支援を行います。</p>	<p>町権利擁護ネットワーク連絡会を開催し、関係機関と連携を図り、町民の権利擁護に努めていきます。</p> <p>また成年後見制度を周知し、判断能力が不十分な障害のある人や認知症高齢者に対し、制度利用の支援に努めます。</p>

(3) 意思疎通支援事業

計画の実績及び目標値

区 分	実績値		見込値	目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話通訳者等派遣事業 [実利用者数]	6	6	3	9	9	9
手話通訳者設置事業	○	○	○	○	○	○

○：実施あり ー：実施なし

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
聴覚障害のある人の社会参加を支援します。	手話通訳者と要約筆記者を派遣し、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段を確保し、利便性の向上に努めます。 また、手話通訳者（町職員）の配置に努めます。

(4) 日常生活用具給付等事業

計画の実績及び目標値

区 分		実績値		見込値	目標値		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
介護・訓練支援用具	給 付 件 数	1	1	4	3	3	3
自立生活支援用具		1	2	2	3	3	3
在宅療養等支援用具		5	4	1	3	3	3
情報・意思疎通支援用具		4	3	2	4	4	4
排泄管理支援用具		688	774	756	780	790	800
居宅生活動作補助用具		0	0	0	2	2	2

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
近年の実績等を考慮し、見込んでいます。	最新の機器の情報収集に努め、利用者のニーズにあわせた対象品目の見直し等を検討します。

(5) 移動支援事業

計画の実績及び目標値

区 分		実績値		見込値	目標値		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
移動支援事業	実利用者数	33	33	30	33	33	33
	年間延利用時間	2,804	2,338	1,214	2,900	2,900	2,950

※委託先事業所：17か所（令和2年10月現在）

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
近年の実績等を考慮し、見込んでいます。	サービス量を十分確保できるよう、圏域内事業所との連携に努めます。

(6) 地域活動支援センター

計画の実績及び目標値

区 分			実績値		見込値	目標値		
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域活動支援センター	河北郡市内	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
		実利用者数	2	3	5	5	5	5
	河北郡市外	実施箇所数	3	3	5	5	5	5
		実利用者数	1	2	5	5	5	5

※委託先事業所：4か所（令和2年10月現在）

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
近年の実績等を考慮し、見込んでいます。	自立した暮らしや生きがいのある生活を送ることができるよう、サービスの充実に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

計画の実績及び目標値

区 分	実績値		見込値	目標値		
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
手話奉仕員養成研修事業	9	10	0	15	15	20

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
近年の実績等を考慮し、見込んでいます。	聴覚障害に関する理解を広げ、手話ボランティア育成を図ることを目的とした「手話奉仕員養成講座」を実施します。

(8) その他の事業

計画の実績及び目標値

区 分		実績値		見込値	目標値		
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	2	3	3	3	3	3
	年間延利用回数	169	196	244	250	250	250
日中一時支援事業 (日中サポート隊)	実利用者数	34	28	26	30	30	30
	年間延利用日数	519	353	512	520	520	520
身体障害者自動車改造費助成事業	本人用	0	1	1	1	1	1
	介助用	2	2	1	1	1	1
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
視覚障害者生活訓練事業	実利用者数	1	1	2	2	2	2

計画実施に関する考え方	見込み量確保のための方策
近年の実績等を考慮し、見込んでいます。	サービス量を十分確保できるよう、圏域内事業所との連携に努めます。

資料 用語の説明（章別）

第3章 障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標

地域生活支援拠点等	<p>障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、5つの機能（①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）を備える拠点等のこと。</p> <p>機能を集約し、グループホームや障害者支援等に付加した「多機能拠点整備型」と地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」等、地域の実情に応じた整備を行うもの。</p>
児童発達支援センター	<p>施設の有する専門機能を生かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育施設。</p> <p>放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援を実施している事業所。</p>
重症心身障害児	<p>重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童。</p>
医療的ケア児	<p>医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児。</p>

第4章 障害福祉サービス等の見込み量（活動指標）

■訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）	<p>居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言の他の生活全般にわたる援助を行うサービス。</p>
重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。</p>

同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行うサービス。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行うサービス。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービス。

■日中活動系サービス

生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。

<p>自立訓練（生活訓練）</p>	<p>知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。</p>
<p>就労移行支援</p>	<p>就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービス。</p>
<p>就労継続支援A型</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。</p>
<p>就労継続支援B型</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス。</p>
<p>就労定着支援</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者につき、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス。</p>
<p>療養介護</p>	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行うサービス。</p>

<p>短期入所 (福祉型、医療型)</p>	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービス。</p>
---------------------------	---

■居住支援・施設系サービス

<p>自立生活援助</p>	<p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する者等につき、障害者の一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、一定の期間にわたり、利用者の居宅を定期的に巡回訪問を行うとともに随時の対応を行うサービス。</p>
<p>共同生活援助 (グループホーム)</p>	<p>障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス。</p>
<p>施設入所支援</p>	<p>その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス。</p>

■相談支援

<p>計画相談支援</p>	<p>障害福祉サービスの申請に係る障害者の心身の状況、そのおかれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画案・利用計画を作成するサービス。</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行うサービス。</p>
<p>地域定着支援</p>	<p>居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。</p>

■障害児支援

<p>児童発達支援</p>	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児につき、生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。</p>
<p>医療型児童発達支援</p>	<p>日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児につき、授業の終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。</p>
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児につき、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行うサービス。</p>

■相談支援事業

<p>障害者相談支援事業</p>	<p>障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う事業。</p> <p>また、相談支援事業はその性質上やこれまでの事例から、計画相談支援等（個別給付）を行う指定特定相談支援事業所に委託し、町と相談支援事業所が連携して実施主体となり行う体制が望ましいとされている。</p>
------------------	--

<p>基幹相談支援センター</p>	<p>基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設。（設置主体は市町村、町から委託を受けた相談支援事業所）</p>
<p>相談支援機能強化事業</p>	<p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る事業。</p>
<p>住宅入居等支援事業</p>	<p>賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する事業。</p>

■成年後見制度利用支援事業

<p>成年後見制度 利用支援事業</p>	<p>障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>成年後見制度の利用に要する経費（登記手数料、鑑定費用等及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助する事業。</p>
<p>成年後見制度 法人後見支援事業</p>	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする事業。</p>

■意志疎通支援事業

手話通訳者等派遣事業	聴覚などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市町村窓口等に設置する事業。

■日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

■その他

<p>移動支援事業</p>	<p>単独では外出困難な障害者（児）が、社会通念上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービス。</p>
<p>地域活動支援センター</p>	<p>障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するサービス。</p>
<p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業。</p>
<p>訪問入浴サービス事業</p>	<p>看護師又は准看護師若しくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護サービス。</p>
<p>日中一時支援事業 （日中ショートステイ）</p>	<p>日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うサービス。</p>
<p>身体障害者自動車改造費 助成事業</p>	<p>自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業。</p>
<p>身体障害者自動車運転 免許取得費助成事業</p>	<p>自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業。</p>
<p>視覚障害者 生活訓練事業</p>	<p>視覚障害者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行うサービス。</p>

津幡町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
2021年度～2023年度

発行年月 令和3年3月

発行 津幡町

編集 津幡町健康福祉部福祉課

929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

TEL 076-288-2458 FAX 076-288-5646